五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～12　略］

13	令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和八年一月一日
14	［略］
15	［略］
16	［略］
17	［略］
18	［略］
19	［略］
20	［略］
21	［略］
22	［略］
23	［略］
24	［略］
25	［略］
26	令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和八年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～12　略］

13	令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和七年十月一日
14	［略］
15	［略］
16	［略］
17	［略］
18	［略］
19	［略］
20	［略］
21	［略］
22	［略］
23	［略］
24	［略］
25	［略］
26	令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和七年十月一日

七　［略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～12　同上］

［号の細目を加える。］

13	［同上］
14	［同上］
15	［同上］
16	［同上］
17	［同上］
18	［同上］
19	［同上］
20	［同上］
21	［同上］
22	［同上］
23	［同上］
24	［同上］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～12　同上］

［号の細目を加える。］

13	［同上］
14	［同上］
15	［同上］
16	［同上］
17	［同上］
18	［同上］
19	［同上］
20	［同上］
21	［同上］
22	［同上］
23	［同上］
24	［同上］

七　［同上］